

お詫びと訂正

弊社刊行の『障害年金請求援助・実践マニュアル』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2013年6月28日更新）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
34 頁	15 行目	その前 6 か月以内に発行されたものです。	その前 1 か月以内に発行されたものです。	第 2 刷で 修正
44 頁	下から 3 行目	平成 17 年 1 月～平成 22 年 5 月	平成 17 年 1 月～平成 22 年 6 月	
52 頁	治療の経過 C クリニック	平成 22 年 6 月 9 日	平成 22 年 6 月 19 日	
	治療の経過 E 病院	平成 22 年 6 月 10 日	平成 22 年 6 月 20 日	
55 頁	表 1-3-1	裁定 請求書	年金 請求書	
		❷不支給決定がされ 場合	❷不支給決定がされ た 場合	
92 頁	19 行目	40 年加入者でなければ支給されないのは、	40 年加入者でなければ 満額 の 老齢基礎年金 が支給されないのは、	
125 頁	下から 5 行目	障害福祉 制度	障害福祉 年金	
291 頁	下から 3 行目	障害 厚生年金	遺族 厚生年金	
300 頁	3 行目	統合失調症と 精神発達遅滞 で	統合失調症と 知的障害 で	
313 頁	9 行目	平成 23 年 8 月以後は	平成 23 年 9 月以後は	
	10 行目	平成 23 年 7 月以前の	平成 23 年 8 月以前の	
335 頁	最終行	(追加)	<u>また、統合失調症等とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合(加重)認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。</u>	
401 頁	表 4-3-1 ①	平成 27 年 10 月(附則第 1 条 第 3 号)	平成 27 年 10 月(附則第 1 条)	
	表 4-3-1 ③と⑤	平成 26 年 4 月(附則第 1 条 柱書き)	平成 26 年 4 月(附則第 1 条 第 3 号)	
	表 4-3-1 注	項目の③、⑤、 ⑦ は	項目の ① 、③、⑤は	